

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	障害者福祉

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを認識し、このようなリスクを軽減するための適切な処置を講じています。

特記事項

## 評価実施機関名

片品村

## 公表日

令和1年6月30日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害者福祉
②事務の概要	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律に関する、各種手帳台帳・障害福祉サービス管理、各種申請・届け出の受付などの窓口業務
③システムの名称	e-suite 障害福祉システム、障害者自立支援システム
2. 特定個人情報ファイル名	
資格管理ファイル、支払ファイル、所得ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	7 児童福祉法 8 児童福祉法 11 身体障害者福祉法 12 身体障害者福祉法 14 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 34 知的障害者福祉法 47 特別児童扶養手当等の支給に関する法律 84 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	8 児童福祉法 13 児童福祉法 14 児童福祉法 15 児童福祉法 16 児童福祉法 9 児童福祉法 10 児童福祉法 11 児童福祉法 12 児童福祉法 15 児童福祉法 20 身体障害者福祉法 22 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 23 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 24 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 25 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 53 知的障害者福祉法 67 特別児童扶養手当等の支給に関する法律 68 特別児童扶養手当等の支給に関する法律 69 特別児童扶養手当等の支給に関する法律 85 特別児童扶養手当等の支給に関する法律 108 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 109 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 110 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	片品村役場 総務課
②所属長の役職名	総務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	片品村役場保健福祉課 群馬県利根郡片品村大字鎌田3967番地3 0278-58-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	片品村役場保健福祉課 群馬県利根郡片品村大字鎌田3967番地3 0278-58-2111

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人未満(任意実施) ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和1年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和1年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

## IV リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
<b>9. 従業員に対する教育・啓発</b>		
従業員に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

